

目次

平成 30 年度大好きいばらき就職面接会(前期) 参加者募集！	1
平成 30 年度労働政策課主要事業の概要	2～3
平成 30 年度茨城労働局労働行政運営方針	4
労働保険の年度更新はお早めに！	5
労働保険の年度保険率の改正について	6
無期転換ルールの周知啓発	7
平成 30 年度「全国安全週間」を 7 月に実施/平成 29 年度茨城県内の労働災害発生状況	8～9
熱中症を防ごう！	10～11
障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります/雇用関係助成金のご案内	12
新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ/ユースエール認定企業	13
労働者派遣事業は、「認可制」に一本化されています	14～15
サブロク協定をご存じですか？	16
労働時間相談・支援コーナー設置	17
労働委員会の窓から	18～20
地方創生・人材還流定着支援事業/戦略分野雇用創造促進事業	21～22
第 89 回メーデーが実施/仕事と生活の調和推進計画のご案内	23

～ 茨城で就活！県内企業 300 社以上参加予定！ ～

平成30年度 大好きいばらき就職面接会 参加者募集！

- 【対象者】平成 31 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者
既卒未就職者（概ね卒業後 3 年以内の方）
- 【参加予定事業所数】水戸会場 200 社・土浦会場 134 社
- 【開催日・場所】

	土 浦 会 場	水 戸 会 場
開 催 日	7 月 2 日（月曜日）	7 月 9 日（月曜日）
場 所	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町 2-24 （土浦駅より徒歩 12 分）	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町 1-6-1 （水戸駅より徒歩 3 分）

※詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/h30daisuki.html>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



平成30年度労働政策課主要事業の概要

雇用の促進と労働福祉の充実

1 いばらき就職・生活総合支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

水戸市三の丸1-7-41(祝日・年末年始は休業)

○就職支援(平日9:00-19:00, 第2・4土9:00-16:00)

TEL 029-300-1916 ※職業紹介は

029-300-1715 平日9:00-16:00のみ

○労働相談(平日9:00-19:00, 第2・4土9:00-15:00)

TEL 029-233-1560

○生活支援(月・水・金10:00-16:00)

TEL 029-232-1245

2 地方創生人材還流・定着支援事業

「しごと・移住等」に関する情報提供や相談等のワンストップサービスを提供する「いばらき地域しごと支援センター」を整備・運営するとともに、人材確保に向けてU I Jターンと地元就職の取組を実施することにより、新卒者はもとより、広く、県内への転職者、移住希望者を掘り起こし、東京圏等からの人材還流と地元定着を促進する。

3 大学等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「大好きいばらき就職面接会」を開催します。(前期と後期に各2会場で実施予定)

4 高年齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高年齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

5 障害者就職面接会開催事業

事業者への障害者雇用の理解を深め、障害者の就職機会の拡充を図ります。前期(9,10月)5会場, 後期(2月)5会場で実施予定です。

6 戦略分野雇用創造促進事業とは

離職者、大卒未就職者、非正規雇用の在職者などの求職者の方を対象に1ヶ月間、社会人として必要なビジネスマナー等の基礎研修を実施した後、3ヶ月間支援企業対象業種の企業において、実務研修を行い、正規雇用での就職を促進します。

7 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

(1) 失業者等生活資金融資制度

県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします。(貸付限度額50万円, 利率1.2%)

(2) 勤労者生活資金融資制度

県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします。(貸付限度額100万円, 利率1.7%)

8 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします。

(貸付限度額100万円, 利率1.5%)

※7・8の貸付制度についてのお問い合わせは

中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181

または中央労働金庫県内各支店へ

9 働き方改革・生産性向上促進事業

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、働き方改革・生産性向上の取組を促進します。

(1) 企業に対する支援

多様な働き方が可能な労働環境の整備と生産性向上に意欲ある企業に対し、各種コンサルティングやICTを活用した業務効率化等の支援を実施して、モデル企業を育成し、その成果を発信することで県内企業の働き方改革を促進します。

また、アドバイザーを中小企業へ派遣し、経営者に対する助言・指導、「仕事と生活の調和推進計画」(ノー残業デーの導入、一斉消灯などによる時間外労働の削減など事業所における従業員の働き方の見直しを行う計画)の策定支援を行います。

(2) 働き方改革推進体制の強化

「いばらき働き方改革推進協議会」を設置・運営するとともに、8,11月を「いばらき働き方改革推進月間」とし、労働時間の縮減や休暇取得などを推進するためのキャンペーンを実施し、全県的な普及啓発を図ります。

(3) 女性に対する支援

女性の採用に意欲的な企業を集めた説明会を開催します。

また、女性専用の相談窓口をいばらき就職・生活総合支援センター(水戸市三の丸)に設置しています。

10 就業支援奨学金助成制度

経済的理由により修業が困難な者の進学を後押ししつつ、本県への人材還流・地元定着の促進を図るため、「就学支援奨学金助成制度」を創設し、国の「給付型奨学金」の要件を満たしながらも、学校推薦枠から外れた生徒が、卒業と同時に県内に就職・定住した場合に奨学金返還を助成します。

11 障害者雇用促進事業

障害者雇用に積極的な企業に対し、認証マークを交付するなど啓発事業を通して事業主の障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者が就労先を決定するうえでの判断基準を提供することにより、障害者の就労を支援します。

職業能力の開発・人材の育成

1 新規学卒者訓練事業

高等学校等新規学卒者を対象に、県立産業技術短期大学校において、高度なIT技術者を育成するとともに、県立産業技術専門学院において、ものづくりなどの技能人材を育成します。

- (1) 県立産業技術短期大学校
情報システム科、情報処理科の2コース
(定員：80名、訓練期間：2年)
～平成29年度からIoTコース・ビッグデータコースを開設!!～
- (2) 県立産業技術専門学院
自動車整備科、電気工学科、金属加工科、機械システム科等延べ11コース
(定員：365名、訓練期間：1～2年)

2 離職者等訓練事業

離職者等の早期就職を促進するため、ハローワーク等との連携を図りながら、学院施設内のほか、民間の活用等により就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 施設内訓練（産業技術専門学院で実施）
生産CAD科、IT技術科、金属加工科 3コース
(定員：50名、訓練期間：1年)
- (2) 委託訓練（民間教育訓練機関等へ委託）
OAシステム科、介護福祉科、介護サービス科、フォークリフト運転技能科等 91コース
(定員：1,585名、訓練期間：1か月～2年)

3 在職者訓練事業・いばらき名匠塾事業

中小企業在職者の能力向上を図るため、企業ニーズに基づき、技能向上、IT技術、オーダーメイド等実践的な訓練コース（土日、夜間も実施）の実施や中堅者への技能継承の促進を図るため、ベテラン技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- (1) 在職者訓練事業
 - ・技能向上コース（電気工事士、溶接等）
44コース、定員765名
 - ・ITコース（CAD、OAシステム等）
19コース、定員255名
 - ・オーダーメイド型コース（個別相談により訓練内容を決定）
32コース、定員340名
 - ・技能ブラッシュアップコース
(技能検定1・2級の技能習得を目指す少人数・長時間のコース)
2コース、定員6名
- (2) いばらき名匠塾事業
 - ・講座内容：旋盤コース、電子機器組立コースなど
 - ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者
(概ね20歳代から30歳代)
 - ・定員等：各コース5名以内（各学院でコース実施）

4 ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能者を『ものづくりマイスター』として認定し、地位向上を図るとともに、企業でのOJTや、学校教育・社会教育などにおいて積極的に活用を図るとともに、高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。

※ ものづくりマイスター：優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成のできる者

5 デュアルシステム事業

実践的な職業能力の習得が必要な求職者を対象とした、座学による教育訓練と企業実習を組み合わせた訓練を行います。

- ・専門学校等に委託し、OAシステム科、介護サービス・介護事務科等7コース
(定員：140名、訓練期間：3ヶ月又は、4ヶ月)

6 障害者に対する職業能力開発事業

- (1) 知的障害者職業能力開発事業
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。
 - ・総合実務科
(定員：20名(前・後略10名)、訓練期間：6ヶ月)
- (2) 障害者委託訓練事業
民間教育機関等に委託して、障害者を対象に職業訓練を行います。
 - ・知識・技能習得訓練コース(定員：15名、訓練期間：3ヶ月)
 - ・実践能力習得訓練コース(定員：1名～、訓練期間：1ヶ月)

7 茨城県職業人材育成センター運営事業

企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等、能力評価の振興を図る拠点として運営します。

- ・名称：茨城県職業人材育成センター
- ・所在地：水戸市水府町864-4
- ・用途：技能検定会場、県及び事業主・事業主団体等が行う職業訓練、研修室の貸出し等

8 ものづくり分野等の人手不足分野における人材育成確保事業

- (1) ものづくり産業人材育成確保事業
製造業（金属加工、機械加工等）において、雇用型訓練や研修会等を行うことにより、若者や女性の入職・定着を促進する。
 - ・モデル事業所における雇用型訓練の実施
(定員：30名、訓練期間：10ヶ月)
 - ・中小企業向け人材育成研修会の実施
- (2) 建設関係技能人材育成確保事業
建設分野において、職種別の新人技能者向けプログラムを作成し、若者や女性の入職・定着を促進する。
 - ・新人技能者向けプログラム作成（7職種）
 - ・事業所における雇用型訓練の実施
(定員15名、訓練期間10ヶ月)

【お問い合わせ】

茨城県産業戦略部 労働政策課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
TEL：029-301-3653・3656
<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>

平成 30 年度茨城労働局労働行政運営方針

茨城労働局は、今般「平成 30 年度茨城労働局行政運営方針」(以下「運営方針」という。)を策定しました。

県内の雇用情勢は昨年 10 月以降、有効求人倍率が 1.5 倍台(季節調整値)になる等改善傾向が続いています。他方、生産年齢人口減少の中、人手不足感が顕在化しています。

こうした中、働く方一人ひとりがより良い将来への展望を持てるようにするためには、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現することが求められています。

このような状況を踏まえ、総合労働行政機関として県内における労働の課題、対応方針等を盛り込んだ運営方針を策定し、茨城県・各市町村、労使団体等と連携の下、計画的かつ着実な行政運営を進めてまいります。

「運営方針」の概要は以下のとおりです。

1. 平成 30 年度茨城労働局における主要課題

(1) 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

平成 29 年 3 月 28 日に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい職場環境、生産性向上、賃金引き上げのための支援、中小企業への支援、人手不足分野の職種に対する人材確保支援に向けた取組を実施する必要がある。

(2) 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

女性、若者や就職氷河期世代、高齢者、障害者、生活困窮者の活躍促進等の推進に向けた取組を実施する必要がある。

2. 課題に対する重点施策

(1) 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上のための重点的な取組

ア 働き方改革と女性活躍の一体的な取組支援

企業が行う働き方改革と女性活躍推進の取組を一体的に支援し、同一労働同一賃金の実現、非正規労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進等の企業の取組を促す。

また、企業による女性の活躍促進のための取組が着実に行われるよう支援し、より多くの企業が「えるぼし」認定取得を目指すよう認定制度の周知を行う。

イ 安心して働くことができる環境整備の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント等の未然防止を図るよう事業主に促すとともに、当該相談への迅速な対応を行う。

また、労働問題に関する相談について総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応し、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等により個別労働紛争の早期解決を促進する。

ウ 長時間・過重労働の防止及び働き方改革の推進等を通じた労働環境の整備

長時間・過重労働が行われているおそれがある事業場に対しては、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底する。

また、罰則付きの時間外労働の上限規制導入等を盛り込んだ労働基準法等の改正法案が国会に提出されており、労働時間等に関する法令の知識や労務管理体制が必ずしも十分でない事業場に対しては、各労働基準監督署で「労働時間相談・支援コーナー」の設置や、主に相談・支援を担う支援班と監督指導を行う調査・指導班に区分した特別チームを編成し、きめ細かな相談支援等を行って労働環境の整備を行う。さらに、法案が成立した場合には、法内容の周知を図る。

エ 「労働者が安全で健康に働くことができる職場」づくりへの取組

第 13 次労働災害防止推進計画を踏まえて、労働災害が多い製造業、建設業、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店を重点業種として、労働災害防止のための啓発、指導を行うとともに、業種横断的に転倒災害、交通労働災害、墜落・転落災害防止対策等を推進する。

また、ストレスチェックの実施を徹底する等、過重労働、メンタルヘルス対策等健康確保対策の徹底を図る。

オ 人手不足分野等における人材確保

福祉分野(介護・看護・保育)の他、建設業、警備業、運輸業等、雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク水戸・土浦に設置した「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体と連携した人材確保支援を実施する。

求職者に対する担当者制によるきめ細やかな職業相談・紹介や、業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等を実施する。

(2) 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画のための重点的な取組

ア 障害者の活躍推進

平成 30 年 4 月から障害者の法定雇用率が引き上げとなったことから、障害者を初めて雇用する企業に対する支援、ハローワークによる中小企業を主な対象としたブロック別就職面接会やミニ面接会を積極的に実施する。

また、茨城県等関係機関と連携し「障害者雇用促進 PR キャンペーン」を展開する等、一層の障害者雇用を促進する。

労働保険の年度更新手続きはお早めに <受理相談会を開催いたします>

平成30年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、平成30年6月1日（金）から平成30年7月10日（火）までが申告期間となります。送付される「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンター（0120-700-244）も開設しておりますので、お気軽にご利用下さい。

平成30年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水戸	7月6日(金)	9:30~16:00	ハローワーク笠間 会議室 (笠間市石井 2026-1) 新会場
	7月6日(金)	10:00~16:00	大子町中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町池田 2669)
	7月9日(月)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
	7月9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室 A31 (水戸市水府町 864-4)
	7月10日(火)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
日立	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 1階会議室
	7月10日(火)	9:30~15:30	ハローワーク高萩 2階会議室(高萩市本町 4-8-5)
土浦	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:30	土浦ピアタウン 2階イベントホール (土浦市真鍋新町 18-13)
	7月10日(火)	10:00~16:00	小美玉市四季文化館(みの〜れ) 練習室(1) (小美玉市部室 1069)
筑西	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室
古河	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室
常総	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿嶋	7月6日(金)・9日(月)・10日(火)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室

お問合せ先は、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室（029-224-6213）または最寄りの労働基準監督署まで

(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労災保険率の改定

(平成30年4月1日改定)
(単位:1/1,000)

業種	改定後の料率
林業	60
海面漁業	18
定置網漁業又は海面漁類養殖業	38
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
原油又は天然ガス鉱業	2.5
採石業	49
その他の鉱業	26
水力発電施設、ずい道等新設事業	62
道路新設事業	11
舗装工事業	9
鉄道又は軌道新設事業	9
建築事業	9.5
既設建築物設備工事業	12
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
その他の建設事業	15
食料品製造業	6
繊維工業又は繊維製品製造業	4
木材又は木製品製造業	14
パルプ又は紙製造業	6.5
印刷又は製本業	3.5
化学工業	4.5
ガラス又はセメント製造業	6
コンクリート製造業	13
陶磁器製品製造業	18
その他の窯業又は土石製品製造業	26
金属精錬業	6.5

業種	改定後の料率
非鉄金属精錬業	7
金属材料品製造業	5.5
鋳物業	16
金属製品製造業又は金属加工業	10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
めつき業	7
機械器具製造業	5
電気機械器具製造業	2.5
輸送用機械器具製造業	4
船舶製造又は修理業	23
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
その他の製造業	6.5
交通運輸事業	4
貨物取扱事業	9
港湾貨物取扱事業	9
港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
船舶所有者の事業	47
農業又は海面漁業以外の漁業	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13
ビルメンテナンス業	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
金融業、保険業又は不動産業	2.5
その他の各種事業	3

労務費率

(平成30年4月1日改定)

		改定後の率
水力発電施設、ずい道等新設事業		19%
道路新設事業		19%
舗装工事業		17%
鉄道又は軌道新設事業		24%
建築事業		23%
既設建築物設備工事業		23%
機械装置の組立て 又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%
	その他のもの	21%
その他の建設事業		24%

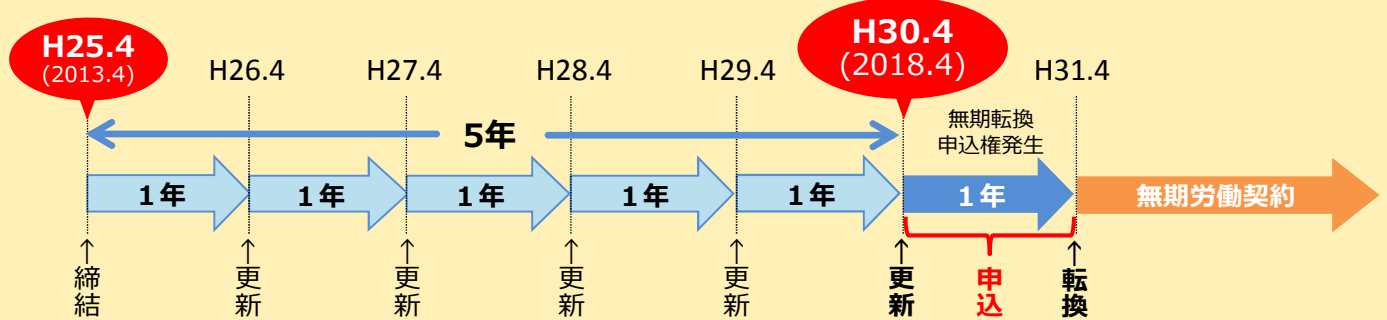
※なお、雇用保険率については平成29年度と同率です。

「無期転換ルール」がついに本格化！

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、その時点で無期労働契約が成立し、会社は断ることができません。
- ▶ この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブル防止のため、書面（※下記ポータルサイトに掲載されています）で行うようにしましょう。

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権が発生します。いつ無期転換申込権が発生するのか、労働契約内容を確認するようお勧めします。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。



無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

◆有期契約労働者の無期転換ポータルサイトのご案内◆

無期転換ルールの概要や導入のポイント、先進的な企業の事例、国の支援策のほか、モデル就業規則や無期転換申込書例※などを掲載しています。

無期転換サイト

検索



平成 30 年度「全国安全週間」を 7 月に実施

茨城労働局労働基準部健康安全課

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理

惜しまぬ努力で築くゼロ災

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 91 回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた結果、労働災害は長期的には減少しているが、茨城県内における平成 29 年の労働災害については、死亡災害は減少したものの、休業 4 日以上死傷災害は 4 年ぶりに増加しました。

また、第 13 次労働災害防止計画が平成 30 年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要です。

厚生労働省では、更なる労働災害の減少を図るため、7 月 1 日（日）から 7 日（土）までを「全国安全週間」、6 月 1 日（金）から 30 日（土）までを準備期間としていますので、各事業場では期間中に各職場で巡視や標語の掲示、労働安全に関する講演会の開催、年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生教育の実施等、さまざまな取組を行ってください。

平成 29 年 茨城県内の労働災害発生状況

～休業災害は前年比 2.3%増加，死亡災害は 7 名減少～

業種別	休業4日以上之死傷災害			死亡災害		
	平成28年	平成29年	対前年比	平成28年	平成29年	対前年比
計	2,845	2,910	+ 65	26	19	- 7
製造業	782	850	+ 68	4	2	- 2
食料品	247	279	+ 32	0	0	+ 0
化学	70	86	+ 16	0	0	+ 0
金属製品	145	154	+ 9	1	1	+ 0
建設業	364	380	+ 16	11	8	- 3
土木	80	96	+ 16	6	4	- 2
建築	165	181	+ 16	5	3	- 2
その他	119	103	- 16	0	1	+ 1
運輸交通業	369	398	+ 29	2	3	+ 1
道路貨物運送業	332	364	+ 32	1	3	+ 2
貨物取扱業	26	35	+ 9	0	1	+ 1
農林業	47	41	- 6	0	1	+ 1
畜産水産業	119	119	+ 0	1	2	+ 1
商業	419	378	- 41	3	0	- 3
小売業	318	287	- 31	3	0	- 3
社会福祉施設	138	125	- 13	0	0	+ 0
その他	581	584	+ 3	5	2	- 3

(注) 1. 休業4日以上之死傷災害は、労働者死傷病報告により作成したもの。

2. 死亡災害は、死亡災害報告により作成したもの。

3. 休業4日以上之死傷災害は、死亡災害を含む。

STOP! 熱中症

平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —


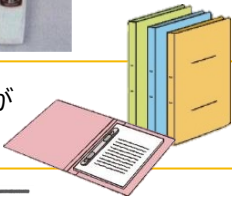





職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装等の検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 クールベスト なども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から 管理者を選任 し、事業場としての 管理体制を整え ましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

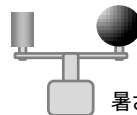
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ **異常時の措置**

少しでも異常を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましよう。**



平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、

雇入れから3年以内の方 又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

かつ、

平成35年3月31日までに、雇入れられ、かつ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

雇用率算定方法

対象者
1人につき **0.5→1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

65歳までの「高年齢者雇用確保措置」について

高年齢者雇用安定法第9条は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を65歳未満としている事業主に、高年齢者雇用確保措置として次の①から③のうち、いずれかの実施を義務づけています。

- ① 定年年齢を65歳まで引き上げ ② 希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の導入 ③ 定年制の廃止

<継続雇用制度とは>

現在、雇用している高年齢者を、本人の希望によって、定年後も引き続き雇用する制度で、次のようなものがあります。

- ◆ 再雇用制度：定年でいったん退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- ◆ 勤務延長制度：定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

生産性を向上させた企業は雇用関係助成金が割増されます

雇用関係助成金の一部では、助成金を申請する事業所の、生産性向上の取組みを支援するため、下記の「生産性要件」を満たしている場合、助成額又は助成率が割り増しされます。(詳細については、各助成金のパンフレット等をご覧ください。)

(1) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」(付加価値/雇用保険被保険者数)が、

- ① その3年度前に比べて6%以上伸びていること
- ② その3年度前に比べて1%以上(6%未満)伸びていること

注意：計画等から一定期間経過後に生産性を向上させた場合のみ支給される助成金があります。

(2) 生産性要件の算定対象となった期間中に事業主都合による離職を発生させていないことが必要となります。

(3) 「生産性要件算定シート」の提出が必要となります。また、提出時には、証拠書類として損益計算書等の添付が必要となります。

注意：生産性要件算定シートは、一般企業・社会福祉法人・医療法人・公益法人・NPO法人・学校法人・個人事業主用とありますので、該当するシートを用いて作成してください。

※ 詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。また、お問い合わせは茨城労働局職業対策課(029-224-6219)まで

「平成 31 年 3 月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！

平成 30 年 4 月 23 日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

平成31年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において 6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において 6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※詳しくはハローワークにお問い合わせください。

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的に 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

ユースエール認定企業は茨城労働局が主催する就職面接会・企業説明会等で、募集定数を超えた場合は、優先して参加することができます。



<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

※その他、「助成金加算」、「日本政策金融公庫による低利融資」、「公共調達における加点評価」などがあります。

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

※認定基準の詳細については、茨城労働局職業安定課、または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

労働者派遣事業は「許可制」に一本化されています!!

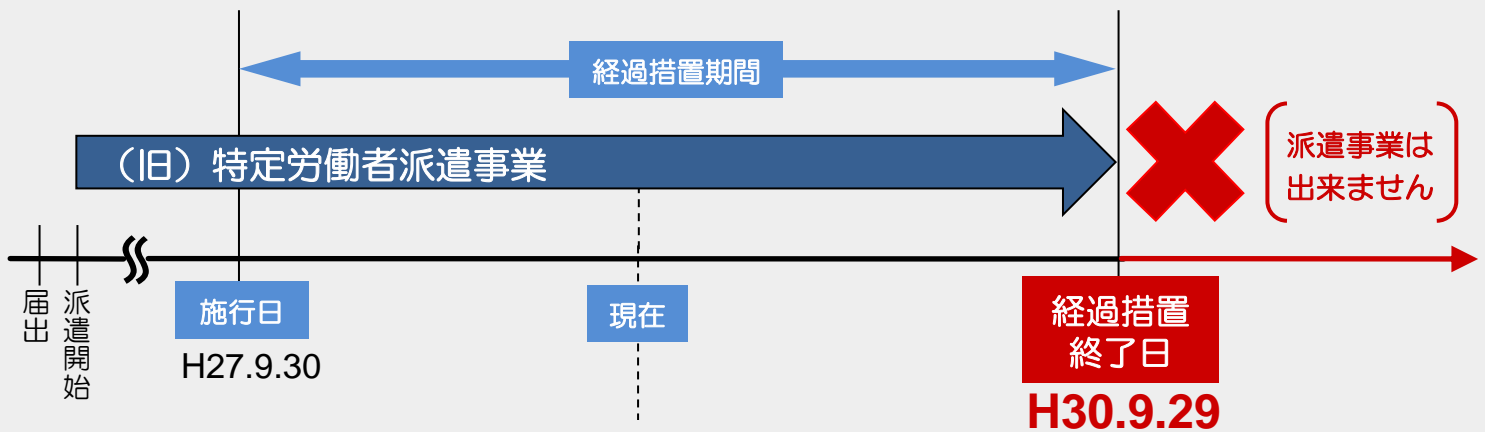
経過措置期間は平成30年9月29日までです。
平成30年9月30日以降は、
(旧) 特定労働者派遣事業が行えなくなります!

平成27年の労働者派遣法の改正により、平成27年9月30日から、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。現在は経過措置として、改正前から届出による(旧) 特定労働者派遣事業を行っている場合は、平成30年9月29日まで引き続き旧事業を行うことができますが、その経過措置もあと4か月で終了します。

そのため、経過措置期間終了後も労働者派遣事業を行う場合は、平成30年9月29日までに許可の申請を行う必要があります(※)。申請の準備はお済みですか!?

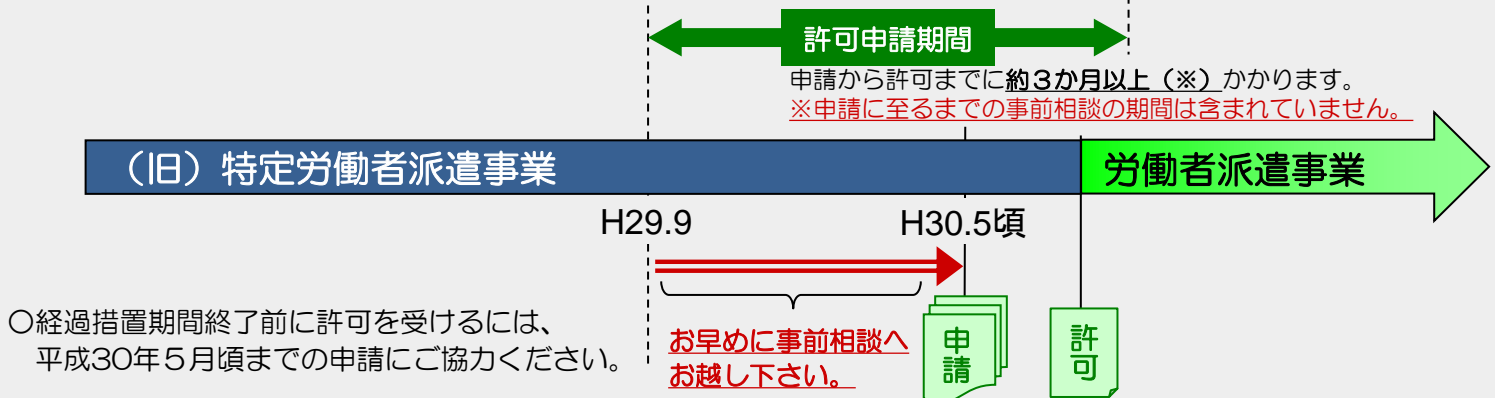
(※) 平成30年9月29日までに労働者派遣事業の許可の申請がなされた場合、平成30年9月30日以降も、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き(旧) 特定労働者派遣事業を行うことができます。

【(旧) 特定労働者派遣事業を行っている、H30.9.29までに許可の申請をしない場合】



【H30.9.30以降も労働者派遣事業を続ける場合】

(旧) 特定労働者派遣事業を行っている方が、引き続き労働者派遣事業を行う場合は、平成30年9月29日までに許可の申請を行い、許可を受ける必要があります!



Q&A

経過措置期間終了後、許可を受けずに労働者派遣事業を行った場合どうなるの？

経過措置期間終了後に労働者派遣事業を行う場合は、許可が必要となります。そのため、許可を受けず平成30年9月30日以降に労働者派遣事業を行った場合は「無許可派遣」となり、労働局からの指導の対象となるほか、事業主名などが公表されることや罰則を受けることがあります。

許可を受けるためにはどうしたらいいの？

許可を受けるためには、許可の欠格事由に該当しないことと許可基準を満たしていることが必要となります。まずは、事業主の所在地を管轄する労働局へ早めにご相談いただくことをお勧めしますが、少なくとも以下の内容について、申請ができる状況であるかどうかをご確認ください。

財産的基礎、事業所、派遣元責任者に関する全ての要件を満たさないと許可を受けられません！

【許可基準（一部のみ掲載）】

		資産要件	(1) 通常の資産要件	(2) 暫定的な配慮措置① (派遣人数が10人以下)	(3) 暫定的な配慮措置② (派遣人数が5人以下)
財産的基礎	登記簿等	事業規模	大企業・中小企業	中小企業(大企業適用なし)	中小企業(大企業適用なし)
		事業所数	複数事業所可	1事業所のみ (派遣以外の事業所を含む)	1事業所のみ (派遣以外の事業所を含む)
	最新 貸借対照表	基準資産額(※)	1事業所につき 2000万円以上	1000万円以上	500万円以上
		負債	基準資産額×7以下	基準資産額×7以下	基準資産額×7以下
		現預金	1事業所につき 1500万円以上	800万円以上	400万円以上

(※ 基準資産額 = 資産総額 - (繰延資産 + 営業権(のれん)) - 負債総額)



事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上
(労働者派遣事業を行うのに適切であること)



専門の講習機関が実施する派遣元責任者講習を受講
(許可申請受理日前3年以内に受講したことを示す証明書があること)

◎経過措置期間の終了間際は申請が集中することが予想されるため、早めの相談、申請をお勧めします。ご協力をお願いいたします。

(ご不明な点については、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。)

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
サブロク
・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
・労働基準監督署への届出
が必要です。
- サブロク
36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

上限（限度時間）
1か月45時間・1年360時間等

時間外労働

36協定が必要

1日8時間

1週40時間

法定
労働
時間

- （※）具体的には、
- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
 - ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。

（相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置しました。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊦ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊦ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊦ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

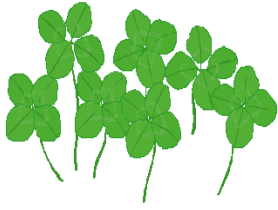
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、茨城労働局HPのトップページ「目的や内容で探す」
▶労働基準監督署」に掲載しています。



労働委員会の窓から

平成30年2月1日～平成30年3月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

■ 今期の事件の状況



■ 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立が1件ありました。係属中の事件は3件です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
H30(不) 第1号事件	運輸業，郵便業	H30. 3. 9 労働組合	1 支配介入の禁止 2 謝罪文の交付及び掲示 3 申立人の活動に与えた不利益の金銭による賠償及び回復

■ 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属していた1件が終了しました。

【終了事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終了状況
N争議	教育，学習 支援業	H30. 1. 29 使用者	「パワーハラスメント」及び「未払賃金」に関する解決	平成30年3月6日，解決金についての協定書を締結し，本件争議は終了した。

■ 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

■ あっせん員候補者の公示



あっせん員候補者を平成30年4月19日付けで委嘱しましたので紹介します。

氏名	委嘱年月日	現職
こいずみ なおよし 小泉 尚義	平成9年11月20日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やまもと けいこ 山本 圭子	平成22年12月1日	法政大学法学部講師 茨城県労働委員会公益委員
きじま ちかお 木島 千華夫	平成24年12月3日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やすだ なおみち 安田 尚道	平成27年11月12日	常磐大学教授 茨城県労働委員会公益委員
いわま のぶひろ 岩間 伸博	平成28年12月1日	茨城県中小企業団体中央会専務理事 茨城県労働委員会公益委員
うちやま ゆたか 内山 裕	平成30年1月18日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
やまもと いきむ 山本 勇	平成26年12月1日	JAM北関東茨城県連絡会副会長 茨城県労働委員会労働者委員
あかざわ よしあき 赤澤 義明	平成27年11月12日	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長 茨城県労働委員会労働者委員
よしだ ゆたか 吉田 豊	平成28年12月1日	茨城県教職員組合顧問 茨城県労働委員会労働者委員
たかぎ ひでみ 高木 英見	平成29年9月21日	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長 茨城県労働委員会労働者委員
うちた つとむ 内田 勉	平成18年12月1日	株式会社カスミ監査役 茨城県労働委員会使用者委員
やすだ ひとし 安田 仁四	平成24年12月3日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
こまつ よしひろ 小松 美裕	平成28年5月24日	日鉄住金ビジネスサービス鹿島株式会社代表取締役社長 茨城県労働委員会使用者委員
さわはた しんじ 澤畑 慎志	平成28年12月1日	一般社団法人茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員
さかい かずみ 坂井 和美	平成30年4月19日	茨城県労働委員会事務局長
いいだ すすむ 飯田 晋	平成30年4月19日	茨城県労働委員会事務局次長兼総務調整課長
すが せいじ 須賀 清次	平成30年4月19日	茨城県労働委員会事務局審査課長

■ 労働委員会講座

個別的労使紛争のあっせんのながれ

労働委員会では、労働者個人と使用者との間の紛争解決を目的とする個別的労使紛争に係るあっせんを行っております。あっせんとは、紛争当事者間を仲介し、話し合いにより紛争が解決されるよう援助することです。

あっせんのながれについて、ご紹介しますので、どうぞお気軽にご利用ください。

項目	あっせんのながれ
1 労働相談	「いばらき労働相談センター」などの相談窓口にご相談し、「個別的労使紛争のあっせん」に適した事案である場合、労働委員会が紹介されます。 (あっせんに関する相談は労働委員会に直接できます。)
2 申請	労使の一方又は双方が、労働委員会にあっせん申請書を提出します。
3 あっせん員の指名	あっせん員候補者の中から会長が指名します。 通常、公益委員、労働者委員、使用者委員から1人ずつ3人のあっせん員が指名されます。
4 事前調査	労働委員会事務局職員が、労使双方から紛争の原因、争点、経過などを聴取します。 なお、被申請者に対し、あっせんの応諾を促します。
5 あっせん員による説得	被申請者があっせんに応じない場合、あっせん員が協議し、必要に応じて、被申請者に対する説得を行います。 被申請者が、あっせんによる解決を拒んだ場合、「打ち切り」となります。
6 あっせんの開催	(1) 事情聴取 あっせん員が労使双方から事情を聴取し、対立点を整理します。 (2) 調整作業 労使の主張をとりなして、歩み寄りを勧めます。歩み寄りが見られた場合、あっせん案を提示します。
7 あっせんの最終	(1) 労使双方があっせん案を受入れた場合、「解決」となります。 (2) 労使の歩み寄りがなく、労使の双方又は一方があっせん案を受入れないなど、解決の見込みがない場合、「打ち切り」となります。 (3) あっせんによらず自主交渉により紛争が解決した場合などは、「あっせん取下書」を労働委員会に提出していただきます。



【お問い合わせ先】；茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

地方創生人材還流・定着支援事業

◆事業の目的◆

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学及び経済団体と連携し、大学訪問、各種セミナー、交流会、インターンシップ等を実施することで、学生の本県への UIJ ターン就職及び地元定着を促進する。

◆事業の内容◆

<大好きいばらきUIJターン・定着応援“くらぶ”の運営>

- 県や県内外の大学、経済団体等が構成員となり、UIJターンと地元定着に向けた推進体制を構築
- 大学訪問、大学での就職セミナー及び企業セミナーの実施
- 大学と企業の交流会、意見交換会の実施
- 県主催の就職面接会や県内企業の就職情報の提供、大学や学生のニーズ把握
- 企業向け採用力向上セミナーの開催
 - * 本県に就労場所を有する企業の採用担当者等を対象に、採用スキル向上のためのセミナーを実施
- 保護者向け就活セミナーの開催
 - * 主に大学生の保護者等を対象に、県内企業や県等が実施する就職支援施策等の紹介や現在の就活状況の情報提供等、就活に関するセミナーを県内において実施
- いばらき女性交流会の開催
 - * 本県在住女性のライフスタイル等を紹介する交流会を県内及び都内で開催

<大好きいばらきインターンシップ促進事業>

- 県内企業の魅力をアピールするインターンシップを実施し、UIJターンの契機をつくる
 - * 起業を目指す学生等へ向けた経営者随伴インターンシップや、外国人留学生向けインターンシップを実施
- 参加対象：県外及び県内の大学生、外国人留学生

<大好きいばらき就職応援サイトの運営>

- 「いい顔で働こう。大好きいばらき就職応援サイト」の運営
 - * 登録学生等に就職情報等をピンポイントで発信

戦略分野雇用創造促進事業のご紹介

県では、国の補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、今後成長が見込まれる戦略分野として位置づけている製造業・情報通信業を対象とした安定的な正規雇用の創出に取り組んでいます。

戦略分野雇用創造促進事業とは

離職者、大卒未就職者、非正規雇用の在職者などの求職者の方を対象に1ヶ月間、社会人として必要なビジネスマナー等の基礎研修を実施した後、3ヶ月間支援企業対象業種の企業※において、実務研修を行い、正規雇用での就職を促進します。

※支援企業対象業種

下記の分野に関連した製造業及び情報通信業

次世代自動車分野、環境・新エネルギー分野、健康・医療機器分野、食品分野、次世代技術分野、情報通信分野

正社員で就職したい、正規社員を雇用したい場合は、下記問い合わせ先にお気軽にご連絡ください。

(委託先) 県央地区 アデコ株式会社水戸オフィス
水戸市三の丸1-4-73水戸三井ビル3F
電話: 029(302)3040

(委託先) 県央地区 マンパワーグループ株式会社水戸サテライトオフィス
水戸市三の丸1-4-73水戸三井ビル5F
電話: 029(221)1069

(委託先) 県南地区 セキショウキャリアプラス株式会社
つくば市東新井12-2
電話: 029(860)5080

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

電話: 029-301-3645

第89回メーデーが実施されました



連合茨城（内山会長）は4月28日、水戸市の県三の丸庁舎広場にて、県中央メーデーを開催し、全ての働く人の「暮らしの底上げ、底支えの実現」や「格差是正」などを訴えました。（参加者約1,200人：主催者発表）

『平和・人権を守り、あらゆる差別をなくそう！
働く者のための働き方改革をすすめ、すべての仲間と集結しよう！』

～働く仲間の輪を広げ、安心社会の実現をめざそう！～



茨城労連（白石議長）は5月1日、水戸市・千波湖公園はなみずき広場にて、県中央メーデーを開催し「憲法改悪反対」や「社会保障制度の拡充」などを訴えました。（参加者約130人：主催者発表）

『働くものの団結で生活と権利を守り、
平和と民主主義、中立の日本をめざそう』

仕事と生活の調和推進計画 ～ワーク・ライフ・バランスはじめの一歩～

県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための

「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。

計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります。

（平成29・30年度資格者名簿分）

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。（様式と計画の記入例を掲載しています）。

<お問い合わせ先>

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/keikaku.html>



茨城労働 Seed
5月号 第705号

茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>